一　地域再生計画の作成主体の名称　香川県仲多度郡まんのう町
二　地域再生計画の名称　民間活力（ＰＰＰ・ＰＦＩ）活用によるまんのう町活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　香川県仲多度郡まんのう町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）

○総務省告示第五百八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

「千分の二十九・〇」を「千分の三十八・五」に改める。

○国土交通省告示第千二百八十八号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十三条の二第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める方法を次のように定めたので、同令第十三条の二第四項及び第十八条の二第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十三条の二第二項第六号及び第十八条の二第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める方法は、共同住宅又は長屋の建設に要する費用（当該費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあっては、当該補助に係る費用を除く。以下「建設費」という。）を期間三十五年、利率年五パーセントで毎年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」という。）、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補塡するための引当金（以下「引当金」という。）並びに公租公課を合計した額に十二分の一を乗ずる方法とする。この場合において、償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額とする。

一　償却費　建設費に百分の六・〇五六を乗じた額
二　修繕費　建設費に百分の一・二を乗じた額
三　管理事務費　建設費に百分の〇・四八を乗じた額
四　損害保険料　建設費に百分の〇・〇二三を乗じた額
五　地代に相当する額　共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に百分の二を乗じた額
六　引当金　前各号及び次号に規定するところにより算出した額の合計額に百分の二を乗じた額
七　公租公課　共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。
2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○総務省告示第五百九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

「千分の二十九・〇」を「千分の三十八・五」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。
2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○国土交通省告示第千二百八十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第二項第二号イ⑵の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第二項第二号イ⑵に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十三年三月十一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

○国土交通省告示第千二百九十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第三項第三号の規定に基づき、家屋（同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第三項第三号に規定する家屋（同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　居室
二　調理室
三　浴室
四　便所
五　洗面所
六　納戸
七　玄関
八　廊下

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十三年三月十一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

○国土交通省告示第千二百九十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第三項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十三年三月十一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。